

韓国知的財産ニュース 2020年4月前期

(No. 412)

発行年月日：2020年4月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 新型コロナウイルス共同対応に向けた、米韓特許庁間の「ホットライン」新設
- 2-2 第26次国家知識財産委員会を開催、国家知識財産施行計画など5つの案件審議・確定
- 2-3 特許庁、有望な特許を保有している創業企業の発掘・育成に乗り出す
- 2-4 特許庁、WIPOおよび16の主要特許庁長との遠隔会議を実施
- 2-5 中小企業の知財権に対する苦情、審査官が支援する
- 2-6 韓中、新型コロナウイルス対応に向けた治療・診断・防疫分野における特許情報の共同分析を推進
- 2-7 特許審判院、2020年に高品質審判へと転換

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、現地の類似商標検索サービスを提供し、フィリピンでIP-DESK業務を開始

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 感染症予防に向けた個人衛生関連の商標出願が大幅に増加
- 4-2 商標出願にも「020」戦略が必要

その他一般

- 5-1 知的財産制度・政策研究および判例評釈を盛り込んだ「知的財産とイノベーション」を発刊
- 5-2 研究者向けの新型コロナウイルス関連特許情報はこちら
- 5-3 貼付型呼吸器疾患治療剤の開発に活気
- 5-4 新型コロナウイルスの予防と克服のための生活イノベーションのアイデア公募
- 5-5 韓国の WIPO PCT 出願の増加件数、過去最高値を更新！
- 5-6 韓国型ウォークスルー技術、世界的な新型コロナウイルスの拡散を防ぐ

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 新型コロナウイルス共同対応に向けた、米韓特許庁間の「ホットライン」新設 韓国特許庁（2020.4.1.）

両国庁長間初めてのテレビ会議、危機状況における国際共助を続ける

韓国特許庁は4月1日（水曜）午前9時、韓国大田の政府庁舎で、米国特許商標庁と庁長間テレビ会議を開催した。

今回の会議は、最近新型コロナウイルスの拡散により、世界中の特許庁が出願人の対応などで苦勞している状況のなかで、両国の特許庁が新型コロナウイルス対応の現状を共有し、より良い方法を模索するために設けられた国際会議である。

今回のテレビ会議では、まず両庁の新型コロナウイルス拡散以降の審査官在宅勤務の現状と国内外出願人の不便を最小化するために、両庁が行った指定期間の延長などの救済措置を共有し、その内容を両国特許庁ウェブサイトで国内外の出願人に案内することに合意した。

韓国特許庁長は、在宅勤務や時差通勤制の拡大などを通じて不在の時間を最小限に抑えるために努力しているとし、国籍に関係なく、全ての出願人向けに意見書提出期限などの指定期間を4月30日まで一括延長することにしたことを伝えた。

また、新型コロナウイルスの拡散により期限が過ぎた出願に対し、入院記録などの別途証明書を提出しなくても、その出願は救済対象になるよう、一時的救済措置を施行することも明らかにした。

米国特許商標庁長も新型コロナウイルスによる非常事態 (Extraordinary situation) を宣言しており、全従業員が在宅勤務を実施しつつ、指定期間経過で出願の地位を失った出願を回復させるための申請手数料 (Petition fee) を免除し、意見書提出や手数料納付などに関わる指定期間を延長する方法で出願人を支援する予定であるとコメントした。

韓国特許庁長は、このような措置からもう一步進めて、米韓両国の特許庁間の新型コロナウイルスの治療、診断、防疫などに関する特許情報を一緒に分析して公開し、新型コロナウイルスによる困難を打開するために、両国の特許庁が支援と協力をしていくことを提案し、両国は実務者協議を通じて具体的な協力策を議論していく予定である。

そして、今回の会議をきっかけに米韓特許庁長は、両国特許庁長間の新型コロナウイルス対応に向けた「ホットライン」を構築し、今後の新型コロナウイルスの動向を迅速に共有することによる先行対応の必要事項を持続的に協議していくことにした。

韓国特許庁は、今回のテレビ会議を皮切りに、中国 (CNIPA)、欧州 (EPO) など主要国の特許庁とのテレビ会議を継続して開催し、新型コロナウイルスの拡散という非常事態のなかで、海外に出願する韓国人および企業の不便を最小化することができるよう、主要国の特許庁と緊密に協議し、共同対応していく予定である。

韓国特許庁長は、「今回の会議は、米韓特許庁長の間で開催された最初のテレビ会議という点、非対面方式を活用して新型コロナウイルスという非常事態にも関わらず、効果的に国際共助が続けられるということで特別な意味を持つ」とし、「今後もこのような危機状況でも、特許庁が迅速な国際共助を行い、社会的な問題解決に貢献していきたい」と、決意を述べた。

2-2 第26次国家知識財産委員会を開催、国家知識財産施行計画など5つの案件審議・確定

国家知識財産委員会（2020.4.2.）

- ・素材・部品・設備分野の競争力強化、中小・ベンチャー企業の創業・成長支援など 2020年度に7,151億ウォン投資
- ・「文化コンテンツの国際協力および輸出基盤造り（文化体育観光部）」、「IP基盤の創業促進（特許庁）」2019年度に2つの事業が最優秀評価
- ・「人工知能（AI）-IP特別専門委員会」を通じた、さまざまな部処におけるAI-IP法・制度・政策の改善方向確立を推進

国家知識財産委員会（以下「委員会」）は第26次国家知識財産委員会を書面で開催し、「2020年度国家知識財産施行計画（案）」など合わせて5つの案件を審議・確定した。

〔国家知識財産委員会の概要〕

- ・「知識財産基本法」第6条により知的財産（IP：Intellectual Property）に関する政府の主要政策と計画を審議・調整する大統領所属の委員会
 - ・（構成）委員長（国務総理、民間委員長）、政府委員（※）13名、民間委員16名
- ※科学技術情報通信部（幹事）・企画財政部・教育部・外交部・文化体育観光部・農林畜産農食品・産業通商資源部・保健福祉部・中小ベンチャー企業部長官、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長

〔第26次国家知識財産委員会の上程案件〕

- ・（1号、審議）2020年度国家知識財産施行計画（案）
- ・（2号、審議）2019年度施行計画の推進実績点検・評価結果（案）および2021年度の財源配分の方針（案）
- ・（3号、審議）人工知能（AI）-IP特別専門委員会の構成・運営計画（案）
- ・（4号、報告）2020年度IP課題の政策化推進計画（案）
- ・（5号、報告）2019年度国家知識財産ネットワーク（KIPnet）の運営結果（案）

1. 「2020年度国家知識財産施行計画（案）」

「2020年度国家知識財産施行計画（案）」は、「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021年）」をもとに政策の変化と文在寅（ムン・ジェイン）政府の下半期政策の推進方向を考慮し、5大重点戦略および21大中核課題に、課題の体系を全面改編し、それにより、科学技術情報通信部・文化体育観光部・特許庁など16の中央行政機関と17の広域自治体

の知的財産政策の推進計画を総合した。中央行政機関は、施行計画に基づいて、前年比 7.8%増の計 7,151 億ウォンの予算を投資することになる。

2020 年には特に素材・部品・設備分野における IP 競争力の向上、優秀な IP を基盤にした創業・事業化支援の拡大、IP 金融の活性化、韓国 IP のグローバル進出など新規政策へのニーズを積極的に反映し、関連事業と制度的な支援を強化する予定である。([添付 1] 参照)

2. 「2019 年度国家知識財産施行計画の推進実績点検・評価結果（案）および 2021 年度の財源配分の方向（案）」

2019 年度国家知識財産施行計画の推進実績における点検・評価の対象は、2019 年度国家知識財産施行計画による 15 の中央行政機関の 73 事業および 17 の広域自治体の推進実績である。

今回の評価では、既存の「普通以上の等級」（3 段階）に「不十分以下の等級」（5 段階）を導入するなど、改善された評価体系を適用した。

また委員会の専門委員など計 54 名で構成された統合評価委員団が深層的（※）な点検・評価とともに 2021 年度の知的財産における財源配分の方向に対する意見を提示した。

※1 次書面評価 → 分科別調整会議 → 全体調整会議（事業別評価など確定）

2019 年度施行計画の点検・評価結果は次の通りである。

中央行政機関の 73 事業のなかで「最優秀」は 2 件（文化体育観光部、特許庁）、「優秀」は 6 件の事業が選定され、17 の広域自治体のなかでは「最優秀」は 1 件（仁川市）、「優秀」は 2 件（ソウル市、大田市）の機関が選定（[添付 2] 参照）され、最優秀・優秀事業などについては、予算投資増大の意見を提示した。

[中央部処と広域自治体における最優秀選定課題]

中央部処と広域自治体における最優秀選定課題	機関
■文化コンテンツの国際協力および輸出基盤造り	文化体育観光部
■知的財産を基盤とする創業促進	特許庁
■世界の人々が訪れるグローバル IP HUB、第四次産業革命の先導都市	仁川広域市

委員会は、中央部処や自治体に、今回の評価結果と事業・制度の改善意見を通報する予定であり、これにより、中央部処や地方自治体は、改善計画を策定して委員会に提出する予定である。

また委員会は、韓国国内外の IP 環境分析、2019 年度の推進実績の評価結果、2020 年度国家知識財産施行計画（案）および将来の展望などを検討し、IP 事業の予算拡大または縮小に対する意見を盛り込んだ 2021 年度 IP 財源配分の方角を企画財政部など関係部処に提示する計画である。

3. 「人工知能（AI）-IP 特別専門委員会の構成・運営計画（案）」

委員会は、三つ目の案件として「人工知能（AI）-IP 特別専門委員会の構成・運営計画（案）」を審議・議決した。

AI の技術開発が加速化し、AI によって創出される新しい IP の登場とともに AI の発明者・著作者としての適格性および AI 機械学習に使われたデータ著作権を保護するかどうかなど、AI に関する IP 課題が注目を集めている。さらに、AI による新たな IP を保護することでイノベーションの誘因を提供しながら、公共の社会・経済的な利益も増進できるように、既存の IP 法制度の補完と整備が必要な状況である。（〔添付 3〕 参照）

それにより委員会は、AI 関連の IP の創出・活用を促進し、バランスのとれた IP の保護基盤を設けるために「人工知能（AI）-IP 特別専門委員会」を構成・運営して、さまざまな部処における IP 法制度・政策の改善方向（案）を確立する計画である。

特別専門委員会は、人工知能分野における研究開発の専門家、IP 専門家、産業界および政府関係者など 20 名以内で構成され、今後 1 年間運営する計画である。

特別専門委員会で出された IP 課題別の改善方向について関係部処と協議を経て、法令改正案、中長期ロードマップ策定など実効性のある実行計画（案）を設けて、2021 年 3 月に国家知識財産委員会へ上程する計画である。

4. 「2020 年度知的財産課題の政策化推進計画（案）」

「2020 年度知的財産課題の政策化推進計画（案）」は、委員会傘下の 5 つの専門委員会（創出、保護、活用、基盤、新知的財産）が発掘した、2020 年度政策化推進課題（※）の 10 件に対する関係部処の推進計画を盛り込んでいる。

※ビッグデータ保護および利用促進のための法的課題、第四次産業革命時代に合った実用新案制度の改善策、公共機関などのソフトウェアライセンスの運営方策の点検およびガイドなど

毎年専門委員会の委員が専門知識と現場経験をもとに次年度の推進する政策課題を直接発掘・研究して関係部処に提案・勧告し、関係部処はそれを検討して推進計画を委員会に提出する。

今回の関係部処の推進計画に対する推進実績は、委員会に報告される予定(2021年3月)である。

5. 「2019年度国家知識財産ネットワーク（KIPnet）の運営結果（案）」

委員会は、IP 主要課題に対する現場でのコミュニケーションおよび議論のために IP 関連機関、産業別の協会など 119 の機関が参加している「国家知識財産ネットワーク（KIPnet）（※）」を運営している。

※Korea Intellectual Property Network (2012年4月5日から)

2019年度にはKIPnetの分科（※）協議会を16回開催し、「第2回知識財産の日」（2019年9月4日）の記念式で、学界・一般大衆を対象にコンファレンスを開催し、IP現場の多様な意見を積極的に聴取した。

※IP-創出・活用、IP-保護、IP-著作権の3つの分科を構成・運営

「2019年度国家知識財産ネットワーク（KIPnet）の運営結果（案）」は、特許ビッグデータに基づいたR&D計画および有望技術の発掘など6つのテーマの政策案を記載しており、それを関係部処に提供して実効性のある政策確立を図る計画である。

[添付 1] 2020 年度施行計画における 5 大重点戦略別の新規および拡大主要事業・政策

5 大重点戦略	新規・拡大主要事業・政策
<p>市場のニーズを 反映した IP 戦略の 資産化</p>	<p>○素材・部品・設備分野の中核・基盤技術を確保するために R&D 支援拡大 (※) ※技術イノベーション開発事業: 735 億ウォン (2020 年新規) ※中小企業の商用化技術開発事業 (素材・部品・設備分野) : 150 億ウォン (2020 年新規) ○企業の資金難解消および経営安定化に向けた新規技術事業化ファンド組成 (※) および中小・ベンチャー企業の海外特許収益化に向けた IP プロジェクト投資ファンド組成 (※※) ※計 1,500 億ウォン規模 ※※200 億ウォン規模 ○IP 担保融資のリスクを削減するために IP 回収支援機構を発足 (※) ※政府と銀行が共同出資し、銀行が保有している不良特許を買取</p>
<p>中小・ベンチャー 企業に対する 創業・成長および 保護強化</p>	<p>○スタートアップ企業の持続的な成長に向けた創業企業特化型 IP コンサルティングの提供拡大 (※) および需要者カスタム型 IP サービスを提供するために特許バウチャー発行拡大 (※※) ※コンサルティング件数 : (2018 年) 425 件→ (2019 年) 460 件→ (2020 年) 643 件 ※※特許バウチャーの規模 : (2019 年) 10 億ウォン→ (2020 年) 15 億ウォン ○大学の優秀な研究成果の事業化を促進するために部処間協業を通じて大学院の研究室への創業支援拡大 (※) および研究室特化型の創業先導大学の指定を拡大 (※※) ※研究室特化型の創業先導大学 (教育部) : (2019 年) 9 億 9,000 万ウォン→ (2020 年) 25 億 7,000 万ウォン ※科学技術特化型の創業先導大学 (科学技術情報通信部) : (2019 年) 21 億 3,000 万ウォン→ (2020 年) 129 億 2,000 万ウォン ※研究室特化型の初期創業パッケージ (中小ベンチャー企業部) : (2020 年新規) 75 億ウォン ※※ (2019 年) 5 大学 (崇実、延世、全北、韓国産業技術、漢陽大学) → (2020 年) 15 大学</p>

<p>韓国 IP における グローバル進出 支援の強化</p>	<p>○地域特化・戦略産業を中心にグローバル IP スター企業を選定（※）し、商標・デザイン侵害を防止するため、フィリピンに IP-DESK（※※）を新規開所 ※グローバル IP スター企業数：（2018 年）510 社→（2019 年）570 社→（2020 年）700 社 ※※8カ国（日本、米国、中国、ベトナム、タイ、ドイツ、インド、インドネシア）15カ所 ○韓流コンテンツ成長地域を対象に、著作権海外事務所の新設・拡大（※） ※（2019 年）中国、タイ、フィリピン、ベトナムに 4カ所→米国、ヨーロッパなど 10カ所（～2023 年）</p>
<p>デジタル環境の 創作における 公正・共生の エコシステム造り</p>	<p>○ソフトウェア著作権侵害・紛争の類型別に対応するためのソフトウェア鑑定人団の構成拡大（※） ※（2019 年）65 人→（2020 年）80 人（ソフトウェア分野別に関連団体の推薦および審査を通じて委嘱） ○コンテンツ企業を支援するファンド・オブ・ファンズの文化アカウントを拡大（※）し、それに「コンテンツ冒険投資ファンド（※※）」を 800 億規模で新設 ※文化アカウントの出資予算：（2018 年）540 億ウォン→（2019 年）630 億ウォン→（2020 年）1,130 億ウォン ※※コンテンツ企画開発・製作初期段階および非主流ジャンルに集中投資 ○文化・体育・観光・スポーツ・ゲームなど民間分野および敬天寺十層石塔・武寧王陵・ハングルなど有形無形の文化資源における没入型コンテンツ制作への支援（※）拡大 ※民間分野：（2019）88 億 7,000 万ウォン→（2020）153 億ウォン、文化支援：（2019）100 億ウォン→（2020）100 億ウォン</p>
<p>人と文化 中心の IP 基盤を構築</p>	<p>○IP 教育拠点センターを選定して入居企業向けの教育を実施し、クリエイティブ人材教育者の拡大（※※）および地域のコンテンツクリエイティブ人材を新規選抜（※※※） ※2020 年 8 センターを選定し、センター毎に 3 回（1 回当たり 3 時間）の教育予定 ※※（2019）400 人→（2020）500 人、※※※（2020 新規）100 人以上の規模 ○医療機器特性化の大学院を新規選定（※）および IP 教育脆弱階層のための「訪問型発明体験教室」を新設（※※）運営 ※（上半期）2020 年の新規大学院選定（1カ所）、（後半期）2021 年新規大学院選定（1カ所） ※※ 2020 年の予算 10 億 2,000 万ウォン</p>

【添付 2】 中央部処と広域自治体における最優秀選定課題

▶文化体育観光部は、コンテンツ輸出企業を対象に、成長段階別（準備 - 進入 - 成長）のカスタム型情報を提供し、現地のマーケティングを支援（※）することで、コンテンツ輸出額（※※）が 103 億 3,000 万ドルになり、前年比 8.1%の増加に貢献した。

※分野別にコンテンツ展示マーケットへの参加支援、ビジネスセンター1カ所（英国→フランス）に移転およびマーケットオフィス（ブラジル→ベトナム）を再配置し、新興市場へのマーケティング支援など

※※コンテンツ輸出額：（2017）88 億 1,000 万ドル→（2018）95 億 5,000 万ドル→（2019）103 億 3,000 万ドル（2019 年韓国コンテンツ振興院）

▶特許庁は、IP 基盤の創業コンサルティングおよび教育を支援し、IP 基盤の予備創業者 870 人を養成して 243 件の創業に貢献しており、IP 技術・経営における融合複合コンサルティングを通じて、創業企業 460 社の計 569 件の知財権の創出を支援した。

※2018 年の 517 件に比べ、10.1%増加

▶仁川広域市は 8 大戦略産業（※）の育成と推進および技術基盤の予備創業者における IP-R&D 能力強化支援（※※）による創業活性化などの推進成果を認められ、最優秀地方自治体として選ばれた。

※先端自動車部品、ロボット、バイオ、ビューティー、航空、物流、観光、緑の気候基金

※※創業・IP・R&D の教育費支援、IP ポートフォリオの構築費用支援、商用化段階の費用支援

【添付 3】 AI 関連主要課題

分野および関連課題

《特許》

1.発明者の適格性および所有権

■人でない AI が発明者の資格を持てるのか。

■AI による発明の所有権は誰が持つのか。

2.特許対象性と特許適格の指針

■AI が自律的に作り出した発明に特許を付与する必要があるか。

■AI 自律発明を審査するために、新しい規制や審査基準を設ける必要があるか。

3.進歩性あるいは非自明性（特許要件）

■特許要件のうち、進歩性に関する判断基準（通常の技術者、技術分野など）は、調整される必要があるか。

4.公知（技術の公開）

■通常の技術者が公開された AI による発明を再現することを保障するために、「AI アルゴリズム」は、どの水準まで公開されるべきか。

■AI の学習に使用されたデータも、特許出願書に詳細に記載すべきか。

5.特許制度のために一般政策で考慮する事項

■AI による発明について特許インセンティブの調整など特別な知的財産権体系を設けるべきか。

《著作権》

6. 著作者の適格性および所有権

- AIによって自律的に創作された文学・芸術作品の著作権は誰（AI、AI開発者、AI所有者など）に帰属させるべきか。
- AIに法人格を付与して、一般法人与類似な方式で管理すべきか。

7. 侵害と例外

- 著作権のある作品に属するデータをAI学習に使用することは著作権侵害に該当するのか。
- データが円滑に流れるために、著作権関連規定を整備すべきか。

8. AIの映像合成・操作技術

- Deep Fakes制作に活用されたデータの著作権、作られたDeep Fakesの著作権などDeepFakesに関する補償・保護体系は、どう設定すべきか。

9. 一般政策の課題

- AIイノベーションの奨励と人間創造の価値を鼓吹することのうち、どれを先に考慮すべきなのか、社会政策のステータス体系を検討する必要があるか。

《データ》

10. データ

- AIに活用されるデータに対して、現在の法制（著作権、特許、意匠権、営業秘密など）を適用することが適切なのか。それとも、新しいデータの権利体系が必要なのか。
- 新しいデータの権利体系により保護されるデータの類型、権利形態（排他的、保障権）は、どのような方式が適切なのか。

《デザイン、技術格差および能力開発、AIによるIP行政決定に対する責任》

11. 創作者の適格性と所有権

- AIが創作者としての資格があるのか。AIが創作したデザインの所有権は誰が持つのか。
- 国家間AIの技術格差を緩和するために必要なIP政策は何か。
- IP行政手続において、AIの決定に対する責任を保障するために行われる制度的措置は何か。

2-3 特許庁、有望な特許を保有している創業企業の発掘・育成に乗り出す

韓国特許庁（2020.4.7.）

素材・部品・設備および融合・複合分野の革新的な特許を有する創業企業への
支援事業受付、5月4日まで

韓国特許庁は、グローバル新市場・新産業を開拓し、技術的に自立する能力を向上させるため、「素材・部品・設備および融合・複合分野の革新的な特許を有する創業企業への支援事業」を推進すると発表した。

この事業は、第四次産業革命分野における未来の新産業と関係があるか、それとも素材・部品・設備産業のなかで最も国産化が急がれている技術分野において有望な特許を有する予備創業者や創業企業を発掘・育成する事業であり、選ばれた企業は中小ベンチャー企業部が推進する「素材・部品・設備のスタートアップ 100 発掘・育成事業」の有望特許部門として推薦される。

また、投資誘致のためのピッチングコンサルティング支援、特許庁・中小ベンチャー企業部で推進する支援事業への参加優遇、創造経済革新センターの保育・投資プラットフォームへの参加を提供する。

それとともに、信用保証基金、KDB 産業銀行、D.CAMP（銀行圏青年創業財団）など、民間運営の保育・投資プログラムも連携して支援する計画である。

申し込み対象は、素材・部品・設備分野と融合・複合技術分野の優秀な特許を保有している予備創業者または創業7年以内の企業であり、申請者が保有している特許の権利性、技術性、事業性、事業能力に対する審査評価を経て、最終的に支援企業を選定する計画である。

申し込み期間は5月4日までで、韓国発明振興会ウェブサイト（事業公告）で事業計画書などの申請書類を作成し、電子メール（roadday@kipa.org）にて提出すればよい。

特許庁の特許事業化担当官は、「強力な特許を保有している創業企業を発掘し、その企業らがイノベーション成長を牽引することができる、小さくても強い企業に成長するよう、部処間の協力と民間機関との連携を継続的に支援していく計画である」と述べた。

2-4 特許庁、WIPO および 16 の主要特許庁長との遠隔会議を実施

韓国特許庁（2020.4.7.）

「韓国型新型コロナウイルス防疫モデル」の紹介および国際共助の提案

韓国特許庁は4月6日（月曜）午後9時、韓国をはじめとする日本・米国・欧州・中国・インドなどの主要16カ国の特許庁長および世界知的所有権機関（WIPO）のフランシス・ガリ（Francis Gurry）事務局長が参加する遠隔会議が開催されたと発表した。

今回の遠隔会議で韓国特許庁長は、代表発言を通じて韓国が新型コロナウイルスの拡散初期には、感染者が多く発生した国の一つだったが、ドライブスルー（Drive Through）、

迅速で正確な診断試薬の先行開発・生産および普及などによる、体系的な検診と感染者の隔離など必要な措置を適時に行うことにより、現在は状況が徐々に安定化していることなど、新型コロナウイルスに積極的に対応していると説明した。

韓国特許庁長は、新型コロナウイルス防疫の最前線で苦勞している医療スタッフを感染から保護するためのウォークスルー方式診療方法など、数多くの効果的な方法や技術が特許出願され、現場で活用していることを紹介し、新型コロナウイルスに効果的に対応するためには、全世界がそれぞれの経験とノウハウを相互共有しながら緊密に協力していくことが重要であると強調した。

また、韓国特許庁の新型コロナウイルスにおける「特許情報ナビゲーション(※)」のような各国の特許庁の新型コロナウイルスに関する特許情報の分析結果をWIPOに提供し、それを全世界の研究機関、企業が活用できるようにする方策を提案し、WIPO事務局長は同提案の意義と重要性に共感を示すとともに、今後具体的な方策について持続的に議論していくことにした。

※研究者や専門家の研究活動を支援するために、約3,500件の新型コロナウイルスに関連する特許情報を、防疫・防護、治療・ワクチン、検査・診断、廃棄物処理、その他の5つの大分類と18の小分類に分類して提供するウェブサイト

今回の会議では、各国ごとに提出期限の延長期間を統一しないことにより発生する問題点(出願人の混乱など)の解決策、新型コロナウイルスにより流動性問題が発生する可能性が高い中小企業などを支援するための出願料の猶予期間設定など、実質的な事項についてWIPOおよび16の特許庁長の間で活発な議論が交わされた。

韓国特許庁長は、「韓国は新型コロナウイルスの拡散初期に感染者が多く発生したが、韓国型防疫モデルを迅速に構築・運営して効果的に対応し、全世界から注目を集める事例となった」とし、「新型コロナウイルスの対応に向けた全世界の努力に積極的に参加して知財権分野での韓国の経験と対応の成功モデルを国際社会に共有することができるように努力していきたい」と述べた。

特許庁、審査官が企業の知財権コンサルティングを実施

韓国特許庁は、審査官が中小企業の知的財産権 (Intellectual Property Right) に関する苦情について、直接コンサルティングを提供する、仮称「中小企業-審査官の共存プロジェクト」の試行を推進すると発表した。

当事業は、知財権への関心とその重要性に対する認識がますます高まっている一方、人材、資金、情報不足などにより知財権能力が脆弱な中小企業を支援するために施行するものであり、特許庁の審査官も書類だけ審査する環境から脱皮し、企業の現場技術を体験できる機会を持つことで技術への理解度を高め、審査品質を向上できるものと期待される。

審査官は、個々の企業が必要とする知財権の苦情を把握してコンサルティングを行う予定であり、知財権教育 (法制度、職務発明など)、特許検索および活用方法、出願 (件) の相談など、審査官が現場ですぐに実施できる事案は、その場で対応し、特許 (動向) 調査分析、知財権連携の研究開発戦略確立、IP 事業化および紛争対応など、そうでない事案は、特許庁が提供する関連知財権支援事業 (※) などを紹介し、企業の必要に応じてこれらを遂行する関連機関 (韓国特許戦略開発院、韓国発明振興会、地域知識財産センターなど) と連携して支援する。

※知財権連携の研究開発 (IP-R&D) 戦略策定、知財活用戦略支援、IP 事業化連携の評価支援、国際知財権紛争対応の戦略支援など、知財権の創出・活用・保護などに関する約 40 以上の事業

(特許庁ウェブサイト、「www.kipo.go.kr>政策業務>支援施策」を参照)

審査官が行うコンサルティングは無料で、知財権連携の研究開発 (IP-R&D) 戦略確立など、一部の知財権支援事業は、企業分担金を必要とするため有料である。

この試行事業の対象は、2019 年の日本の韓国に対する輸出規制などにより関心が高まった、素材・部品・設備産業の工作機械分野を優先的に選定し、この分野のコンサルティングを希望する企業は、韓国工作機械産業協会を通じて 2020 年 2 月に事前調査を行い、上半期に 7 社を対象にしてコンサルティングを実施する計画である。

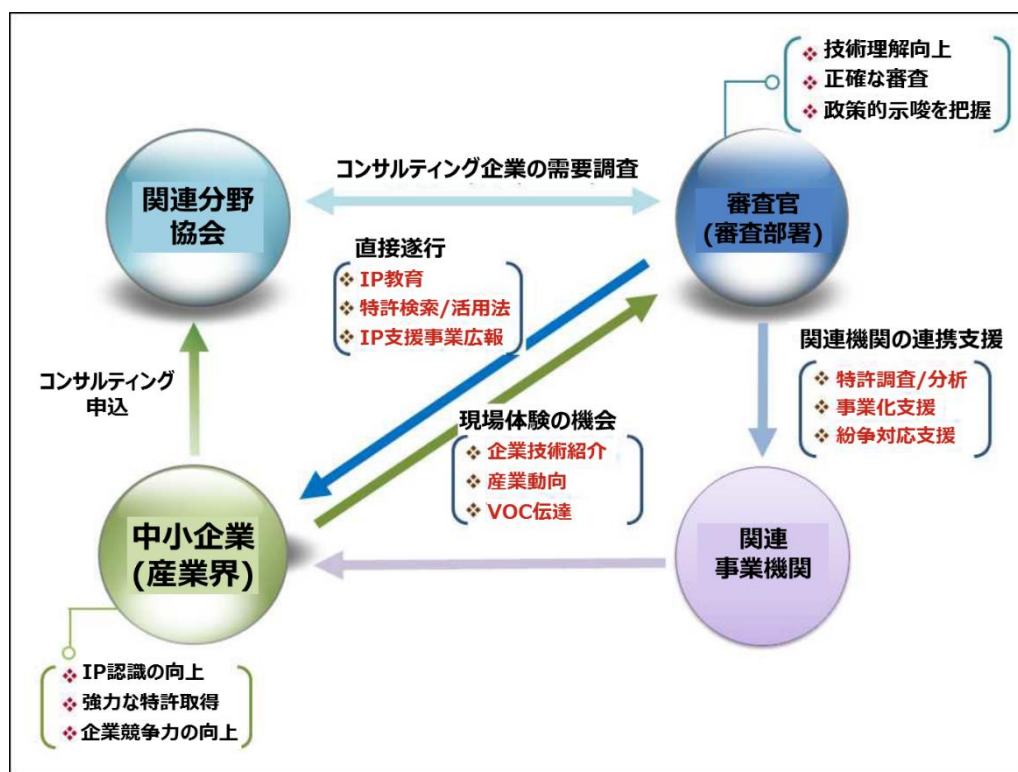
当初このコンサルティングは、4月から審査官が中小企業の現場に直接訪問して実施する予定だったが、新型コロナウイルス危機のため、優先的に電話、電子メールなどの非対面方式を活用し、危機的状況が終わりしだい、中小企業の現場を直接訪問して具体的なコンサルティングを完了していく予定である。

コンサルティングを行う審査官は、該当企業の技術分野の担当審査官で構成し、審査官が技術開発の現場で経験したことを審査実務に活用させる方針であり、今後の企業満足度評価など試行事業の結果をもとに他の技術分野への拡大などを検討していく予定である。

特許庁の機械金属技術審査局長は、「中小企業は、グローバル競争力を備えるために、IPを基盤にした成長が重要である」とし、「今回の事業が、中小企業のIPに対する苦情を解決し、審査官の審査業務にも役立つことができる肯定的な協力事例になることを期待している」と述べた。

[添付]「中小企業 - 審査官共存プロジェクト」構想図

審査官は企業のIP関連苦情についてコンサルティング（直接遂行+連携支援）を行い、企業は審査官に現場体験の機会を提供することで、企業はIP競争力を高め、審査官は審査能力を向上できる協力策



2-6 韓中、新型コロナウイルス対応に向けた治療・診断・防疫分野における 特許情報の共同分析を推進

韓国特許庁（2020.4.9.）

韓中特許庁長間のテレビ会議で特許情報の共同分析に合意

韓国特許庁長は、4月9日午前10時に大田の政府庁舎で中国特許庁長と新型コロナウイルスへの共同対応に向けたテレビ会議を開催した。

今回のテレビ会議で韓中特許庁は、各庁が個別で進めている新型コロナウイルスの治療、診断、防疫に関する特許情報分析の現況を共有し、今後相互の得意分野を生かして効果的な共同分析作業を遂行していくことに合意した。

韓国特許庁長は、特許データが現在と過去の科学技術を体系的に示す資料であり、懸案問題を解決するための参考書の役割を果たしていると強調し、韓中両国が特許情報分析におけるノウハウを共有し、それを発展させ、現在の新型コロナウイルス危機の克服に協力することを提案した。

中国特許庁長は、両国が特許情報分析の協力を通じて韓中だけでなく全世界の研究者に、より価値のある情報を伝えることができるとし、新型コロナウイルス関連の分析結果を相互共有することを皮切りに本格的に協力を開始したいと回答した。

韓国特許庁は、「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」を通じて治療、診断、防疫主要分野別の韓国内外での最新特許技術と特許動向レポートを提供しており、中国も同様に特許情報共有ポータルを開設して、関連技術に対する研究分析レポートを公開している。

両国の分析情報を比べると、韓国は呼吸器感染症の診断分野において詳細な分析を行っており、中国は漢方薬を活用した予防と治療分野における独自性を持っているため、両国の共同分析作業によるシナジー効果を期待している。

特許庁長は「韓中両国は新型コロナウイルスの初期段階から、政府と民間レベルでお互いに防疫物品支援のような協力をしてきたが、今回は両国の特許庁が乗り出すタイミングである」とし、「両国の特許情報の共同分析作業は、昨今のグローバル危機を解決することに貢献する上に、特許情報分析の方法を一段階アップグレードさせる契機になると期待している」とコメントした。

特許審判、2019年は期間短縮、2020年には品質向上

韓国特許庁の特許審判院は、2019年は処理期間の短縮と待機物量の解消に集中してきたが、2020年には審理の充実性を強化し、品質向上に全ての能力を集中すると発表した。

審判処理期間の遅延により発生する深刻的な問題を解消するために、2019年の初めから非常態勢を稼働した。

審判政策支援部署のマンパワーが一時的に審判業務をサポートし、審判業務の長期経歴者を優先的に配置、審判種類別処理指針の策定など、処理の効率を向上させるための制度改善および審判部の努力により、前年比多くの事件を処理した。

その結果、審判処理期間は12ヵ月（2018年末）から8.8ヵ月（3月末）に3.2ヵ月短縮され、待機物量も10,675件（2018年末）から6,027件（3月末）に44%が減縮された。

<審判処理期間の短縮現況>

区分	特・実(当)	特・実(決)	商・デ(当)	商・デ(決)	計
2018年→2019年→	8.3 → 7.4	16.3 → 11.9	8.8 → 7.3	13.1 → 9.2	12.0 → 9.6
2020年3月	→ 8.0	→ 11.0	→ 5.8	→ 9.5	→ 8.8
(増減)	(△0.3)	(△5.3)	(△3.0)	(△3.6)	(△3.2)

※ 特・実：特許・実用新案、商・デ：商標・デザイン

当：当事者系（無効審判など）、決：決定系（拒絶決定不服審判など）

このような量的改善に基づき、2020年は審判品質の向上など質的な改善に向けた特許審判院の計画を見ると、

1. 充実した証拠調査に基づく審判品質の向上

(1)（口頭審理の拡大）これまでの審判は書面中心だったが、これからは両当事者がいる無効審判などについては口頭審理を原則とし、段階的に拡大していく予定である。

ただし、新型コロナウイルスによるソーシャルディスタンスを考慮し、遠隔で行う映像口頭審理を積極的に活用している。

(2) (審理の強化) 口頭審理で争点がまとまらなかったため、充実な審理が進行できず、何回も開催されるという問題があった。

それを受け、審判官が口頭審理を開く前に争点を事前に整理した争点審問書を送付して、両当事者が十分な準備と対応ができるようにした。

2. 審判手続の透明性・公正性の向上

(1) (審判事件説明会の記録) 口頭審理とは異なり、審判事件の説明会で、当事者が関連内容の記録を確認することができないという問題があった。

そのため、説明会を開催する際に主な内容を記録して両当事者が確認し署名することにより、今後の証拠資料として活用できるようにした。

(2) (権利者の防御権保障) 小企業など社会的・経済的弱者が、速やかに行われる迅速・優先審判にまともに対応できない問題があった。

それに対して、社会的・経済的弱者が答弁書や意見書を提出しない場合、最終審決の前に意見書や資料を提出できる機会を与えた。

3. 審判の迅速性・効率性向上

(1) (迅速審判の拡大) 無効事件が法院(裁判所)で係留中の場合、権利者は権利範囲を縮小して無効を回避するために、訂正審判を数回請求することができるが、従来は最初に請求した訂正審判のみ迅速審判の対象であった。

しかし、これからは最初の訂正審判ではなくても、特許法院に新たな証拠が提出され、必要であると認められる場合、迅速審判で処理する予定である。

(2) (早期着手) 特許取消申請は、特許登録後6ヵ月以内に、誰もが欠陥のある特許に対する早期取消ができたが、従来は審理が6ヵ月以降から開始され、むしろ長期化するという問題があった。

しかし、これからは6ヵ月以前であっても、権利者が申請すれば取消申請事件に着手し、取消の可否を早期に決定するようにした。

特許審判院長は、「特許権の安定性と予測可能性は、イノベーション企業の投資と取引を活性化させる重要な基盤である」とし、「そのために審判の一貫性を高め、口頭審理および証拠調査など、法院の審理手続に準ずるよう審理の忠実性を大幅に強化していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、現地の類似商標検索サービスを提供し、フィリピンで IP-DESK 業務を開始

韓国特許庁 (2020. 4. 9.)

新南方進出企業の知的財産権保護に「青信号」

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、新南方（※）市場に進出する韓国の中小・中堅企業の知的財産権を保護するために、さまざまな支援策を打ち出した。

※新南方：ASEAN（インドネシア、ベトナム、ラオス、マレーシア、フィリピン、カンボジア、タイ、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ）およびインド

その一環として KOTRA 主管の海外展示会やバイヤーとの商談会、使節団（オンラインを含む）などを介して、海外に進出する企業を対象に、進出国の類似商標検索サービスを無料で提供する。

企業に現地商標確保の必要性を知らせ、潜在的な紛争に対し先行措置が取れるようにし、申請した企業は韓国国内で使用している商標を、進出国でも使用できるかどうかに対する情報を入手することができる。

現地に類似商標がなく、そのまま使用することができれば、企業は各国の IP-DESK を通じて出願まで速やかに支援を受けることができる。

一方、同一または類似商標のため紛争が起こる可能性が高い現地の登録商標が発見された場合、企業は商標変更出願で紛争を予防するか、それとも特許庁の紛争対応支援事業を連携・活用して対処することもできる。

当サービスは、新南方 11 ヶ国に対する進出企業向けに優先的に実施され、特許庁は今後参加する企業のニーズと意見を反映し、このサービスを拡大・補完していく予定である。

また、韓国企業の正規品と海外に流通される模倣品の区別方法を 3D で映像化したコンテンツの制作支援も開始する。

このようなコンテンツは、実際に韓国企業製品の模倣品を取り締まる中国および新南方地域の知財権関連機関に普及する予定である。

知財権を取り締まる公務員の招へい研修や模倣品識別セミナーなど、これまで IP-DESK で開催してきた行事が新型コロナウイルスの拡散により、しばらくの間開催できなくなった状況のなかで、韓国企業の知財権保護に対する不備を補う効果も期待される。

当コンテンツは、2019 年まで模倣品識別セミナーに参加した企業を対象に試作され、支援対象は徐々に拡大される計画である。

一方、3 月には 16 ヶ所目の IP-DESK がフィリピンマニラ所在の KOTRA 貿易館に設置された。これからフィリピンへ進出する企業も IP-DESK を活用して、現地の知財権関連専門家との相談、権利確保および紛争対応にかかる費用の支援など、さまざまなサービスの提供を受けることができるようになった。

政策面でも模倣品の取り締まりや韓流に便乗した外資系流通企業への対応など、現地で知財権の侵害に対する懸案の対応に役に立つと期待している。

特許庁の産業財産保護支援課長は「商標の無断先取りや模倣品の流通といった慢性的な知財権侵害問題に対応するためには、企業の迅速な権利確保と安定した管理が不可欠である」とし、「IP-DESK は第一線で進出企業の海外知財権保護に注力しており、企業も政府支援を積極的に活用してほしい」と述べた。

支援事業関連案内の詳細な内容は、KOTRA の海外知財権室 (+82-2-3460-3359) に問い合わせればよい。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 感染症予防に向けた個人衛生関連の商標出願が大幅に増加

韓国特許庁（2020.4.7.）

2020年2～3月のマスク商標出願件数が前年同期比2.6倍増加

韓国特許庁は、個人衛生に関する代表的な商品であるマスク、手指消毒剤、洗剤などを指定商品にした商標の出願件数が、2014年に4,143件、2019年に6,710件と、ここ5年間で62%増加したと明らかにした。平均で年間10%以上徐々に増加していることが分かる。

※（2014年）4,143件→（2015年）4,520件→（2016年）4,455件→（2017年）5,334件→（2018年）5,950件→（2019年）6,710件

2020年2月には、その増加ぶりが目立っており、2020年1月は2019年1月の604件に比べて16.2%減少した506件が出願されたが、1月20日に韓国初の新型コロナウイルス感染者が発生し、国内の流行が本格化した2月には950件が出願され、前年同月の473件に比べて2倍以上増加した。

このような増加傾向は3月にも続き、2019年3月より792件増加した1,418件が出願され、増加傾向はしばらく続く見込みである。

※（2019年1月）604件→（2019年2月）473件→（2019年3月）626件、（2020年1月）506件→（2020年2月）950件→（2020年3月）1,418件

特に、個人衛生関連の商標出願のうち、マスクを指定商品とする商標出願件数は2019年2～3月の304件から2020年2～3月の789件に約2.6倍増加し、マスクの需要急増に伴う市場の需要動向が反映されたと解釈できる。

※マスク：（2019年2～3月）304件（2月112件、3月192件）→（2020年2～3月）789件（2月251件、3月538件）

このように個人衛生に関する商標出願の増加は、産業化などによるさまざまな生活廃棄物の増加、黄砂やPM2.5などといった社会問題の浮上と関係があると思われる。

黄砂マスクを指定商品にした最初の商標出願は2004年10月に行われたが、これは黄砂による被害が本格的に現れた後のことであり、PM2.5マスクを指定商品にした最初の商標出願は2016年6月に行われ、PM2.5が深刻な社会問題として注目された時期と一致していると把握している。

都市化、グローバル化などによりSARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、新型コロナウイルスのような感染症が拡散しやすくなった環境も、個人衛生関連の商標出願と一部相関関係があるが、SARSが流行した2003年には前年比2倍以上の105%が増加し、新型インフルエンザが流行した2010年には前年比12%、MERSが流行した2015年には前年比9.1%が増加した。

※2002年：671件、2003年：1374件、

※2009年：6,927件、2010年：7,757件

※2014年：4,143件、2015年4,520件

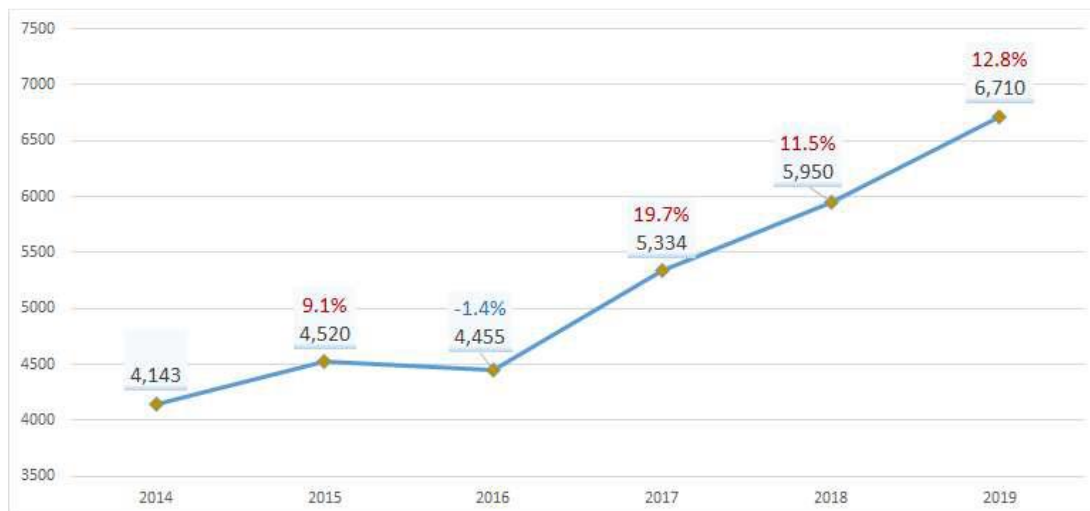
ここ5年間（2015～2019年）に出願された個人衛生関連の商標出願26,969件の経済主体別の出願動向を見ると、法人出願が16,577件で61%を占めており、個人出願は7,602件で28%を占めている。

法人出願のなかで大手企業は5,158件、中堅企業は2,408件、中小企業は9,011件を出願しており、中小企業の出願が半分以上を占めている。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近、黄砂やPM2.5などにより、個人の健康と安全に対する関心が高まっており、新型コロナウイルスのような感染症が周期的に流行しているため、しばらくはマスク、消毒剤などといった個人衛生に関する商標の出願が持続的に増加していくと予想している」と述べた。

[添付] 個人衛生関連の商標出願動向

<個人衛生関連商標における年度別の出願動向>

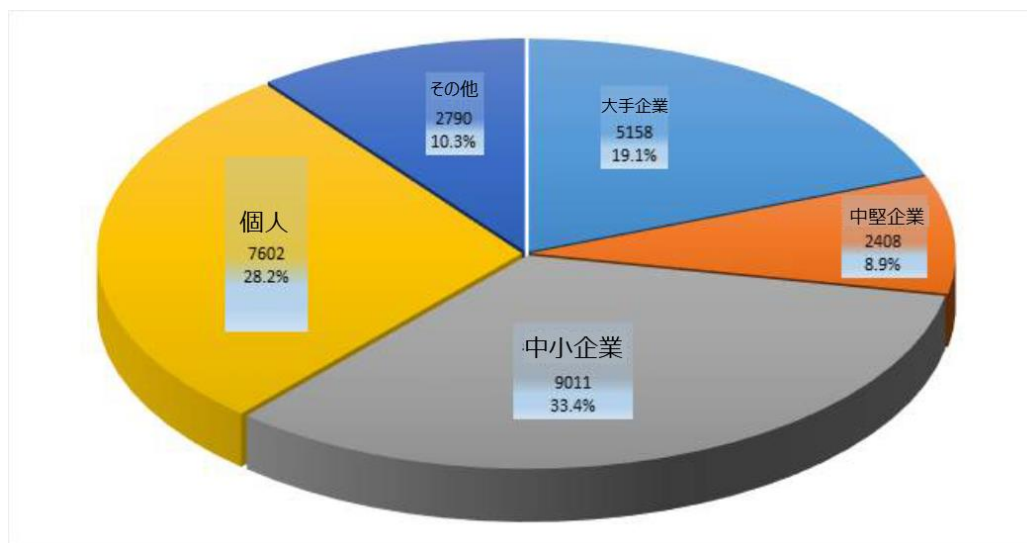


年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
マスク	552	621	751	910	1,337	1,665
手指消毒剤 洗剤	3,591	3,899	3,704	4,424	4,613	5,045
計	4,143	4,520	4,455	5,334	5,950	6,710

<1～3月のマスク出願動向（2019、2020年）>



<出願人類型別のシェア>



4-2 商標出願にも「O2O」戦略が必要

韓国特許庁 (2020. 4. 13.)

スマートなスタートアップ企業、商品とサービス業を同時に登録

「カカオタクシー」、「配達民族」、「マーケットカーリー」は、今や日常生活に密接にかかわっているサービスである。それぞれ提供する分野はタクシー、飲食店の情報提供や注文代行、新鮮・冷凍食材の配達で、オフラインでのサービスの形態は異なるものの共通点がある。それは、消費者がスマートフォンのモバイル・アプリケーション（以下、「モバイルアプリ」）でそのサービスを利用しているという点である。

※O2O（オーツーオー）：Online to Offline の略で、従来のオフライン販売およびサービス産業にオンライン技術を適用したもの

これらの企業の商標権を見ると、企業が提供するサービス業である「タクシー運送業、飲食店情報提供業、新鮮・冷凍食材販売業」以外に、商品の「ソフトウェア、モバイルアプリ、モバイルクーポン」なども登録していることが確認できる。

※サービス業：広告・卸売小売業（35 類）、保険・金融業（36 類）、建設・修理業（37 類）、通信業（38 類）、運送・旅行業（39 類）、材料処理業（40 類）、教育・芸能・スポーツ業（41 類）、科学・IT（42 類）、飲食提供・宿泊業（43 類）、医療・農業・園芸（44 類）、法律・セキュリティー業（45 類）

事業が安定期に入った O2O サービス企業は、商標出願の際にサービス業だけでなく「モバイルアプリ」も同時に出願するが、スタートアップは創業初期にコスト問題および商標権に対する認識不足により、消費者に提供するサービス業のみ商標出願して、登録するケースが一般的である。

新鮮食材配達スタートアップであるマーケットカーリーは、創業初期の 2015 年に「マーケットカーリー」の商標を「インターネットショッピングモール業、新鮮食材配達業」などにのみ出願して登録したが、2019 年に「モバイルアプリ」などを指定商品として追加で登録した。

スタートアップが創業初期にウェブページで自社のサービスを提供する場合には、サービス業だけ登録しても問題は発生しないが、「モバイルアプリ」のサービスを開始する際には、同じ名称の商標が他人によって先に登録されている場合に、商標権紛争が発生する可能性があるため注意する必要がある。

特許庁の商標デザイン審査局長は「伝統的なサービス業がオフラインからオンライン、オンラインからモバイルへと拡大することによって、商標出願にも既存のサービス業のみ出願する時代から指定商品として『モバイルアプリ』も同時に出願する『O2O』戦略が必要である」とし、「創業初期に『モバイルアプリ』を出願しなかった場合、新たに商標を出願するか、または『指定商品の追加登録出願（※）』制度を活用すればよい」と述べた。

※指定商品の追加登録出願：既存の登録商標または出願中の商標に指定商品を追加して登録し、一つの商標権を一元管理できる制度であり、別途の商標を出願するよりは商標権の管理が便利である。

その他一般

5-1 知的財産制度・政策研究および判例評釈を盛り込んだ「知的財産とイノベーション」を発刊

韓国特許庁（2020.4.1.）

特許庁、知財エコシステムのコミュニケーションに向けた学術誌を創刊

韓国特許庁は4月1日に、知的財産分野における判例や韓国内外の政策動向および主要課題などに対する研究結果を盛り込んだ学術誌「知的財産とイノベーション」を創刊した。

この学術誌は、知財関連制度と課題などを幅広く取り上げ、各界各層の専門家、利害関係者と積極的にコミュニケーションして一般の人々の関心と理解を高めるための刊行物であり、年2回上・下半期ごとに発刊する予定である。

特許庁職員の個人研究結果を主に収録している当刊行物は、これまでの内部業務のみに活用されてきた専門知識を庁の外部まで拡散・共有できる契機になると予想される。

「知的財産論壇」と「知財権制度・政策動向」などで構成されている「知的財産とイノベーション」は、

- 特許協力条約（PCT）による優先権主張において出願人変更申告書の効力に対する、韓国大法院の判決についての判例評釈
- 韓国特許法第42条第1項（明細書の裏付け要件）の判断基準、シンプルでありがちな商標の判断基準、特許の進歩性を判断する際の結合容易性に関する判例研究
- 人工知能と知的財産、特許ビッグデータ活用戦略、日本の特許侵害損害額の算定制度、商標の公正使用、小発明保護制度の創設のように、最近話題となっている知的財産制度・政策への提言

など、さまざまな分野の研究結果を収録している。

特許庁長は、「当学術誌は、知的財産に対する特許庁職員の考えや知識を単にまとめたものではなく、知的財産エコシステムのコミュニケーションの触媒の役割をするために制作した結果物である」とし、「今後、この学術誌が知的財産の分野でのコミュニケーションと交流のための効果的な媒体になることを希望している」と述べた。

同刊行物は、特許庁ウェブサイトの[主要発行物](#)でダウンロードすることができ、知的財産関連学会や機関などに郵便や電子メールで配布する予定である。

5-2 研究者向けの新型コロナウイルス関連特許情報はこちら

韓国特許庁 (2020. 4. 2.)

体系的に分類した専門家向け特許情報データを提供

韓国特許庁は4月2日(木曜)から「新型コロナウイルス特許情報ナビゲーション(※)」で専門家向けの特許情報を提供すると発表した。

※特許庁ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr/ncov>) で提供

新しく開設した専門家向けナビゲーションは、3月19日に一般の国民を対象にして開始した韓国内の特許情報中心のサービスを大幅に補強したものである。

特許情報の提供範囲を海外特許にまで拡大し、新型コロナウイルスについて研究する学校や研究機関の 研究員に実質的な支援をするために構築された。

専門家向けナビゲーションには、韓国をはじめとする米国、日本、中国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリアなど計 3,500 件あまりの特許情報を登録し、5つの大分類と18の小分類に分けており、研究者が関連分野の特許情報を簡単に模索して、研究開発にすぐ活用することができる。

また、新型コロナウイルス特許情報ナビゲーションは最近、韓国生命工学研究院の国家生命研究資源情報センターが開設した研究情報ポータルサービス (<https://www.kobic.rekr/covid19>) と連携し、韓国の新型コロナウイルスに対する診断法、治療剤およびワクチン開発研究の内容などが体系的に整理された最新の非特許研究データも提供する。

一方、新型コロナウイルス特許情報ナビゲーションは、ブルームバーグ (Bloomberg) などの外信に報道され、その後インドのある研究センターの研究員は特許以外の研究論文の提供も希望しており、4月1日の米韓特許庁長間テレビ会議で米国特許商標庁長は、新型コロナウイルスの特許動向分析に関する方法論について質問するなど、海外からの関心を集めている。

それを受け特許庁は、韓国だけでなく全世界の研究機関、企業が新型コロナウイルス特許情報ナビゲーションから提供される特許情報を活用して、現在の新型コロナウイルスの危機を相互協力して乗り越えられるよう、特許関連情報を継続的に拡充していく立場である。

韓国特許庁長は、「産業・医療・一般の市民がお互いに協力し、新型コロナウイルスの危機を安定的に克服するために、特許庁が力になっていきたい」とし、「新型コロナウイルスが全世界に広がっている状況で、大規模な専門家向け特許情報は、さまざまな技術分野に従事している研究者が新型コロナウイルスに関する中核技術を確認することに大きく貢献すると期待している」と述べた。

5-3 貼付型呼吸器疾患治療剤の開発に活気

韓国特許庁 (2020. 4. 7.)

呼吸器感染症が出現すると特許出願件数も増加

世界各地で新型コロナウイルスが拡散しているなか、咳などの気管支関連疾患を治療する気管支拡張貼付剤（※）が注目を浴びており、それに関する特許出願も著しく増加していることが分かった。

※気管支を拡げて咳や呼吸困難などを治める、肌に貼り付ける治療薬

韓国特許庁によると、ここ 20 年間（1999～2018 年）出された気管支関連疾患の症状を緩和させる気管支拡張貼付剤に適用される薬物送達技術（※）の出願は合わせて 316 件であり、徐々に増加している。[添付 1]

※薬物の吸収速度を調整することや、薬物をターゲットにする部位に効率的に伝達する技術

特に呼吸器から伝播される SARS、新型インフルエンザ、MERS が流行した 2003 年、2010 年、2016 年には、出願件数が前年に比べて 5→15 件、12→30 件、18→32 件と大きく増加したことが分かった。

また、韓国国内ではここ 10 年間（2009～2018 年）で 209 件が出願され、その前の 10 年間（1999～2008 年）の 107 件に比べて 95.3%増加しており、貼付剤における業界の関心

が反映されていると思われる。

出願人別では、外国人が 229 件、内国人が 87 件で韓国国内の出願人の割合は 27.5%にとどまった。しかし、韓国国内の出願人は、ここ 10 年間（2009～2018 年）65 件を出願し、その前の 10 年間の出願件数である 22 件に比べて 3 倍近く増加した。これは韓国業界がいち早く先進技術を追いついていることを示している。[添付 2]

韓国国内の出願人分布を見ると、過去（1999～2008 年、22 件）には、企業が 54.5%（12 件）を占めており出願件数の割合が高かったが、ここ 10 年間（2009～2018 年、65 件）には、大学などが 58.5%（38 件）を占め、学界中心で研究開発が行われていると調査された。

一方、呼吸器感染症疾患の咳症状を緩和させる効果のある「気管支拡張剤」、Hokunalin patch（成分名、Tulobuterol）は、2004 年に韓国で発売され、特許期間終了後にはジェネリック医薬品の開発が活発に行われ、現在 10 種類以上の薬が市販されている。

このような貼付剤は、小児患者のように自分で薬が飲めない患者の肌に付着して、簡単に薬物を投与できるという長所があるが、消化不良、かゆみ、ふるえなどの副作用が発生する可能性があるため、医師の処方に基づいて使用しなければならない。

特許庁の薬品化学審査課長は、「これからも呼吸器関連の感染症は頻繁に発生する可能性があり、関連市場の規模も拡大するため、貼付剤の効果を高めて、副作用は減らせるよう持続的に研究開発と投資を進めていかなければならない」と強調した。

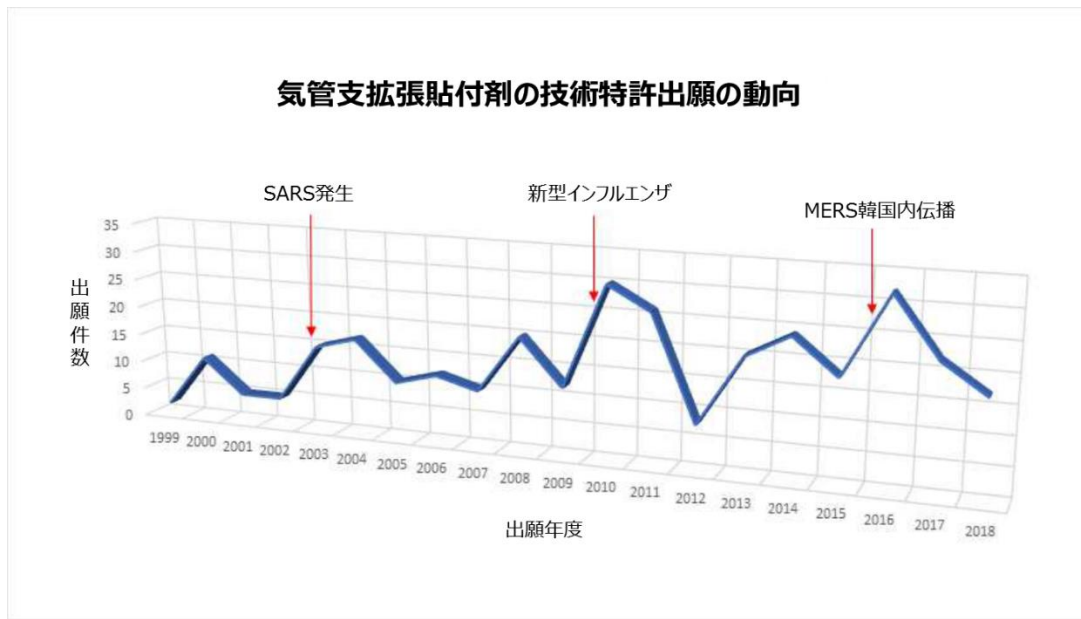
[添付 1] 気管支拡張貼付剤の特許出願の動向（1999～2018 年）

「年度別の気管支拡張貼付剤の技術特許出願件数」

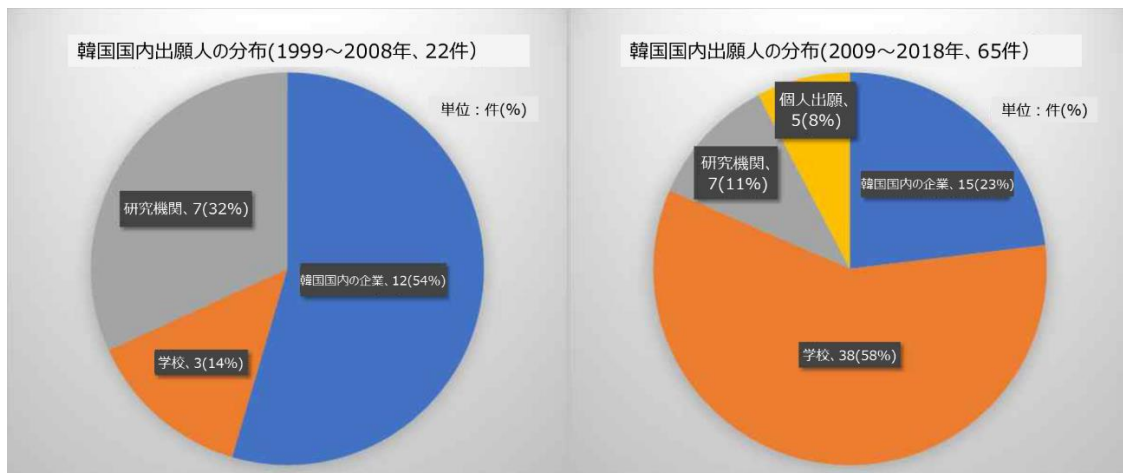
（単位：件）

出願年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	2	11	5	5	15	17	10	12	10	20
出願年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
出願件数	12	30	26	8	20	24	18	32	22	17

気管支拡張剤の技術特許出願の動向



[添付 2] 気管支拡張剤の韓国での出願人分布



5-4 新型コロナウイルスの予防と克服のための生活イノベーションのアイデア公募 韓国特許庁 (2020. 4. 7.)

生活イノベーションのアイデアで企業と取引

韓国特許庁は、新型コロナウイルスにより低迷している企業に活気をもたらし、消費者が出した日常生活でのアイデアを企業の製品イノベーションに活用できるように、消費者と企業との間でアイデアの取引ができるよう支援する「生活イノベーションのアイデア公募展」を開催すると発表した。

今回の公募展は、「企業課題部門」と「自由部門」に分けて募集を行い、国民なら誰でも申し込むことができ、4月6日（月曜）から4月24日（金曜）まで電子メール（iptnt@kipa.org）でアイデアを提出すればよい。

「企業課題部門」は、公募展に参加した14社（※）が必要とする、「既存製品の改善アイデア」および「新製品のアイデア」を課題として提示し、その課題解決のために提案されたアイデアについて、課題を出した企業で提案されたアイデアを検討した後、アイデアの取引につなげる方式である。

※参加企業（14社）：NEOSTECH、Lumos Candle、毎日乳業、Miro、SUHYUN TECH、Aquapick、Art Technic、Eden View、YoungJin 産業、EZAM、JM Green、Chair Plus、Panya、Hurum

「既存製品の改善アイデア」と「新製品のアイデア」の課題部門は、それぞれ7社が提示した課題で構成され、最近、プラスチックの使用を懸念する顧客に手書きの手紙を送って話題になった毎日乳業が出した「ストロー無しで飲める容器に関するアイデア」だけでなく、新型コロナウイルスを予防するための「マスク関連のアイデア」など、さまざまな課題が含まれている。

当公募展に参加した企業課題部門とは別途に行われる「自由部門」は、「企業課題部門」で提示された新型コロナウイルス関連課題の他に、国民の生活を脅かす新型コロナウイルスを予防し克服するための、さまざまな製品や事業のアイデアとして提案を受け付けた後、専門家がそのアイデアと関連する製品を生産するメーカーやニーズのある企業を発掘・連携してアイデアの取引につなげる方式である。

公募展で受け付けられたアイデアの取引を希望する企業は、アイデアの提案者と協議の上、それに適した取引の対価を支払い、取引が成立した場合には特許庁がアイデアの提出者に取引支援金を提供する予定である。

また、アイデアの取引とは別に、審議を通じて実現可能性（具体性）、事業性などが高い優秀なアイデアを選んで授賞する予定であり、受賞したアイデアは創出支援金が提供される。

特許庁長は、「新型コロナウイルスで苦勞しているなか、消費者のクリエイティブなアイデアが企業の技術に対する苦情を解決し、国民の健康を守ることへの貢献を期待してい

る」とし、「国民のアイデアが企業の技術革新につながるができるよう、アイデア取引の市場造成に努力していく」と述べた。

詳細な内容は、韓国発明振興会のウェブサイト (www.kipa.org)、もしくは IP-Market (www.ipmarket.or.kr) で確認することができ、その他の内容については、韓国発明振興会知識財産取引所 (+82-2-3459-2728、2809) に問い合わせることができる。

5-5 韓国の WIPO PCT 出願の増加件数、過去最高値を更新！

韓国特許庁 (2020. 4. 9.)

2019 年の PCT (特許協力条約) 出願の上位 10 ヶ国のうち、増加率第 1 位およびハーグ制度 (意匠の国際登録制度) に含まれたデザイン件数第 2 位

韓国特許庁は 2019 年に世界知的所有権機関 (WIPO) を通じた韓国企業の特許・デザインなどの知的財産権の国際出願が、2018 年と比べて大幅に増加したと発表した。

WIPO のフランシス・ガリ (Francis Gurry) 事務局長がジュネーブ現地時間の 2020 年 4 月 7 日に発表した 2019 年度 WIPO 成果の資料によると、サムスン電子や LG 電子など韓国企業の 2019 年の PCT (※) 出願件数は世界第 5 位の 19,085 件 (暫定値) で、前年度比の PCT 出願増加件数の過去最高値である 2,168 件、増加率は 12.8% を記録したことが分かった。

※Patent Cooperation Treaty の略語であり、PCT 条約に基づき 1 つの出願を受理官庁に提出すれば、複数の指定国に特許を出願した効果が与えられる。

特に同増加率は、PCT 出願の上位 10 ヶ国 (中国 (10.6%増)、米国 (2.8%増)、日本 (5.9%増)、ドイツ (2.0%減)、韓国 (12.8%増)、フランス (0.2%増)、英国 (2.7%増)、スイス (0.7%増)、スウェーデン (0.4%増)、オランダ (3.0%減)) の中で最も高い数値であり、世界 4 位であるドイツとの PCT 出願件数の差も 2018 年の 2,825 件から 2019 年に 268 件に急激に減少した。

一方 WIPO は、中国 (5 万 8,990 件) が 1978 年以降、PCT 出願件数で第 1 位を維持していた米国 (5 万 7,840 件) を抜いて第 1 位を占めたと発表した。

2019 年のハーグ制度 (※) に含まれたデザイン件数においても、韓国が著しく成長していることが分かる。

※ハーグ制度に基づき、1 つの出願を受理官庁に提出すれば、複数の指定国にデザインを出願した効果が与えられる

韓国企業のハーグ制度に含まれたデザイン件数は、2018 年の 1,545 件（2018 年世界 3 位）から 2019 年は 2,736 件（暫定値）に 77.1%増加し、その結果によって韓国は 11.2%減少したスイス（2018 年世界第 2 位）を追い抜き、世界第 2 位を占めるようになった。

韓国特許庁は、海外市場確保の一環として、2019 年に国家レベルの海外知的財産の確保戦略（※）を設け、海外出願費用支援（※※）などを推進してきており、WIPO と共同または独自でここ 3 年間 11 回の「WIPO 国際出願説明会・セミナー」を開催しており、約 1,300 人に達する韓国内外の利害関係者を対象に、WIPO 国際出願の重要性と方法を説明した。

※「海外特許の確保策（2019 年 6 月）」と「海外知的財産の普及・保護ロードマップ（2019 年 7 月）」

※※（海外出願支援予算）2018 年 28 億ウォン→2019 年 62 億ウォン（117.2%↑）

特許庁長は、「韓国が特許出願における世界第 4 位の知的財産大国にもかかわらず、韓国企業の海外特許を確保する努力が足りなかったが、2019 年の 1 年間、官民共同の努力により海外知的財産の確保成果が大きく改善されたことは非常に肯定的である」と評価し、「今後も、韓国企業が海外で知的財産権を効果的に保護・活用することで、激しいグローバル競争に勝つことができるよう、支援していく計画である」と述べた。

5-6 韓国型ウォークスルー技術、世界的な新型コロナウイルスの拡散を防ぐ

韓国特許庁（2020.4.13.）

「K-ウォークスルー」のブランド化および海外進出支援について議論

韓国特許庁は 4 月 13 日（月曜）に大田の政府庁舎で、最近新型コロナウイルスに対する迅速かつ安全な診断方法として脚光を浴びている韓国型ウォークスルー装置を開発した発明者との懇談会を開催した。

今回の懇談会は、これまで特許庁がウォークスルー発明者と個別で、知的財産権の保護および海外進出支援を進行してきた結果を共有し、今後の計画を議論するために設けられたものである。

[懇談会の概要]

○日時・場所：2020年4月13日（月曜）15時30分～16時30分、大田政府庁舎14階会議室

○参加：特許庁長（主宰）、釜山南区保健所、株式会社高麗技研、特許法人ヘダム、H+ヤンジ病院

ウォークスルー技術が新型コロナウイルスの対応現場で公開されて以来、特許庁は関係部処と協力して韓国型ウォークスルー技術の速やかな韓国内外での特許出願、量産システムの構築および海外進出支援策を設けた。

まず、韓国型ウォークスルー技術が適切に保護されるよう、韓国国内での特許出願を支援し、現在の全てのウォークスルー技術が韓国国内の特許出願を完了しており、海外出願に向けた権利化に対するコンサルティングも支援している。

そして、発明者がウォークスルー装置を製造できる企業とのマッチング、輸出するための品質認証および海外輸出支援を要請したため、産業通商資源部・中小ベンチャー企業部などの関係部処と協力し、製造企業の発掘や「ブランド K」認証および事業化資金を支援することにした。

当日の懇談会で発明者は、これまでの特許庁の支援に感謝を表するとともに、ウォークスルー技術の改善・発展と海外進出のための継続的な追加協力が必要であるという認識で一致した。

発明者は特許権を取得しても、世界的なパンデミックという今の状況のなかで、技術の独占ではなく発展途上国への技術支援など、公共の利益のために広く活用する必要があると同意し、それを受け特許庁と発明者間のウォークスルー技術関連の知財権における公的活用と改善・発展に協力する業務協約を締結した。

さらに特許庁長は、韓国型ウォークスルー装置に対する「K-ウォークスルー」のブランド化を提案し、発明者の合意を得た。今後海外に進出するウォークスルー装置に「K-ウォークスルー」のブランドを付けることで、韓国型ウォークスルー装置の優位性を容易に知らせることができると期待している。

今後特許庁は、今回の懇談会での議論事項を反映して、早期に産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、保健福祉部、外交部などといった関係部処と連携し、韓国型ウォークスルーの総合支援体系を構築する予定である。

特許庁長は、「新型コロナウイルスの対応過程から作り出した、クリエイティブなウォークスルー技術をはじめ、感染症の診断・治療の分野でも韓国企業が優秀特許を継続的に創出し、ポストコロナ時代をリードするように支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム